

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目次

- ◇告 示 結核予防法による医療機関の指定
結核予防法による指定医療機関の辞退
土地の用途廃止
- ◇選管告示 母樹林の指定の解除
- ◇公安告示 政党、協会その他の団体の収支に関する報告書の要旨
寄附及びその他の収入並びに支出に関する事項を記載した報告書の要旨
- ◇公 告 道路交通法による聴聞会の開催
- ◇雑 報 昭和四十年年度鳥取県職員採用初級試験の実施
地方職員共済組合役員の変動

告 示

鳥取県告示第四百二十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十年八月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日 名 称 所 在 地 開 設 者
昭和四十年八月一日 ノツ医院 岩美郡国府町宮ノ下二八七 野津登志子

鳥取県告示第四百二十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十年八月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞 退 年 月 日 指 定 医 療 機 関 の 名 称 所 在 地

昭和四十年三月三十一日 中河原診療所 岩美郡国府町中河原七七

鳥取県告示第四百二十五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十年八月十四日から用途廃止した。

昭和四十年八月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地 目 面 積 用 途

東伯郡三朝町大字三朝字石田六一八番、 雑種地 二三・五八坪 道路敷
六一九番ノ二

鳥取県告示第四百二十六号

林業種苗法（昭和十四年法律第十六号）第八条第一項の規定に基づき、母樹林の指定を解除したので、同法同条第二項において準用する同法第四

条の規定により次のとおり告示する。

昭和四十年八月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 所 在 地 樹 種 本 数 所有者の住所及び氏名 母樹又は母樹林の別

一五二 八頭郡智頭町大字眞鹿野字小谷六七三 ひのき 五〇本 八頭郡智頭町大字眞鹿野 谷口 寿男 母樹林

一六七 東伯郡大栄町由良宿字中大山二、〇三一 くるまつ 二 三本 東伯郡大栄町由良宿 山本 彦治

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条及びこれを準用する同法第十八条の規定による政党、協会その他の団体の収支に関する報告書の要旨を、同法第二十条の規定により次のとおり公表する。

昭和四十年八月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 定 治

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

1 種 類 政治資金規正法第12条及びこれを準用する第18条の規定による報告書

2 期 間 昭和40年1月 1日から

昭和40年6月30日まで

3 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入 又は寄附の総額	1件1,000円 以上の寄附		1件500円以 上の寄附		1件1,000円 以上の支出		1件500円以 上の支出		報告書受 理年月日
		件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	
自由民主党 本庄 支 部 会	円	1	1	1	1	1	1	1	1	40.8.9
鳥 取 県 徳 安 後 援 会	円	1	1	1	1	1	1	1	1	" 13

4 主たる寄附者及び支出

(1) 寄附者 なし

(2) 支出 なし

鳥取県選挙管理委員会告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条及びこれを準用する同法第十八条の規定による寄附及びその他の収入並びに支出に関する事項を記載した報告書を受理したので、同法第二十条の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

昭和四十年八月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定 治

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

- 1 種 類 政治資金規正法第17条及びこれを準用する第18条の規定による報告書
- 2 期 間 昭和40年1月1日から昭和40年7月31日まで
- 3 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額		1件1,000円以上の寄附		1件500円以上の寄附		支出の総額	1件1,000円以上の支出		1件500円以上の支出		報告書受理年月日
	件数	総額	件数	総額	件数	総額		件数	総額	件数	総額	
自由民主党 岩井支部	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	40.8.9	

4 主たる寄附者及び支出

- (1) 寄附者 なし
- (2) 支出 なし

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十三号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞会を開催するので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十年八月二十四日

鳥取県公安委員会委員長 井 上 善 一

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十年九月二日 午前十一時から

米子市糶町 米子警察署

二 聴聞当事者の住所及び氏名

- 1 東伯郡赤碓町大字西宮六三九 自動車等運転者 山根 武士
- 2 米子市西福原一、〇一五 自動車等運転者 長富勇喜夫
- 3 日野郡溝口町溝口四四二 自動車等運転者 柳 健次
- 4 西伯郡淀江町大字淀江七区六六六 自動車等運転者 吹野 匡信
- 5 日野郡日野町中菅三八七 自動車等運転者 金田 弘
- 6 境港市中野町四一八 自動車等運転者 竹安 善
- 7 米子市博労町一丁目六七 自動車等運転者 宮本 盛雄
- 8 西伯郡岸本町四〇七 自動車等運転者 野口 允人
- 9 米子市灘町三丁目九六 自動車等運転者 博田 善治
- 10 米子市西福原四八鳥取トヨペット内自動車等運転者 遠藤 士郎

11	米子市上福原一、七三七	自動車等運転者	野口 耕
12	西伯郡伯仙町大字尾高一、二〇二	自動車等運転者	小松原 規
13	西伯郡伯仙町大字上三三	自動車等運転者	内田 勇光
14	米子市富谷四、一二六	自動車等運転者	平田 正昭
15	米子市上福原一、一五五	自動車等運転者	深田 重
16	倉古市上三三三九一	自動車等運転者	熊谷 永久

公 告

昭和40年度鳥取県職員採用初級試験の実施について次のとおり公告する。

昭和40年8月24日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

1 試験の対象となる職及び採用予定人員

職 種	採 用 予 定 人 員	職 務	内 容
一般事務(A)	若干人	知事部局の鳥取地区に勤務し、一般事務に従事します。	
一般事務(B)	約30人	知事部局、教育委員会事務局、警察本部、県立高等学校、市町村立小中学校等に勤務し、職務の内容は、調査、監査、対外折衝等の女子を充てるにはふさわしくない一般事務又は業務に従事します。	
林 業	若干人	知事部局に勤務し、それぞれの技術的業務に従事します。	
農業土木	若干人		

2 受験資格

(1) 学歴

学歴は問いませんが、高等学校卒業程度の学力を必要とします。

(2) 年齢及び性別

職 種	年 齢	及 び	性 別
一般事務(A)	昭和17年4月2日から昭和23年4月1日まで		に生まれた者で男女の別を問いません。
一般事務(B)			
林 業	昭和17年4月2日から昭和23年4月1日まで		に生まれた者で男子に限ります。
農業土木			

(3) 受験できない者

次のアからオまでのいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 禁治産者及び準禁治産者

ウ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下になされた政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第1次試験

(1) 方法

「一般事務(A)」及び「一般事務(B)」については教養試験と適性試験を、「林業」及び「農業土木」については教養試験と専門試験を高等学校卒業程度において、次の方法により行ないます。

ア 教養試験

公務員として必要な一般知能及び教養について、択一式により行な

います。

イ 適性試験

公務員として必要な適性を有するかどうかについて、択一式により行ないます。

ウ 専門試験

各職種ごとに必要な専門的知識及び能力を有するかどうかについて、択一式により行ないます。
なお、専門試験は、それぞれ次の分野から出題されます。

職 種	分 野
林 業	林業経済、林業生産、森林土木、森林測量、林産加工等
農業土木	工学一般、測量、農業水利、農業造構、農地造成、土地改良、農業機械、農業一般等

(2) 日時及び場所

昭和40年10月10日(日)に鳥取市及び米子市において行ないます。時刻及び試験場は、受験票交付の際にお知らせします。

(3) 第1次試験合格者の決定及び発表

ア 決定の方法

教養試験、適性試験又は専門試験の成績を総合して試験区分ごとに高点順に合格者を決定します。ただし、いずれかの試験科目において、一定の合格の基準に達しない者は不合格となります。

イ 発表

昭和40年10月21日(木)に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

4 第2次試験

第2次試験は、第1次試験の合格者に対して行ないます。

(1) 方法

ア 口述試験

主として人物について、個別面接による試験を行ないます。

イ 身体検査

胸部疾患の有無に重点を置いて、職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて、検査を行ないます。

ウ 身上調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行ないます。

(2) 日時及び場所

昭和40年11月上旬に鳥取市において行ないますが、第1次試験合格者に通知します。

5 最終合格者の発表

昭和40年11月中旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

6 合格から採用まで

(1) 合格者は、各職種ごとに作成される採用候補者名簿に登録されたうえ、任命権者の請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。

(2) 採用候補者名簿の効力は、原則として1年間です。

(3) 給与は原則として、給料月額14,440円(行政職給料表7等級2号給)を支給されますが、経験年数のある者は、その経験年数に応じて、それ以上になり、その後毎年1回定期に昇給します。そのほか手当として、暫定手当、扶養手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

7 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局に請求してください。郵便による場合は、封筒の表に「初級申込書請求」と朱書し、あて先を明記して10円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。切手のないものは送付しません。なお、下記のところでも申込用紙をお渡しますが、この場合において、郵送による請求に対しては、送付しません。

倉吉市仲之町735 鳥取県中部県税事務所 総務課

米子市東町97 鳥取県西部県税事務所 総務課

(2) 申込方法

申込用紙に必要事項を記入し、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。郵便による場合は、封筒の表に「初級受験申込み」と朱書してください。なお、受験票は後日郵送しますので、受験票の郵便はがき欄に住所及び氏名を記入し、5円切手をはってください。切手のないものは受験票を送付しません。

(3) 受付期間

持参申込みの場合は、昭和40年9月17日(金)から昭和40年9月25日(土)まで(受付時間は午前9時30分から午後4時30分まで)。ただし、土曜日は、午前11時30分までです。

郵送の場合は、昭和40年9月25日(土)までの消印のあるものに限り返付は付きません。

8 その他

この試験の詳細については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください

い。

雑 報

地方職員共済組合役員の異動について

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第14条第4項の規定に基づき、役員の異動を次のとおり公告する。

昭和40年8月24日

地方職員共済組合 理事長 荻 田 保

退任 監事(常勤) 桜 沢 東兵衛 (8月1日付)

就任 監事(常勤) 山 本 晴 男 (8月2日付)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県印刷所

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】